

魚津市告示第185号

魚津市立地適正化計画改定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年11月17日

魚津市長　　村椿　晃

魚津市立地適正化計画改定検討委員会設置要綱 (設置)

第1条　魚津市立地適正化計画における「防災指針」を作成し、及び立地適正化計画を改定するため、魚津市立地適正化計画改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条　検討委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1)　魚津市立地適正化計画の改定に関すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(組織)

第3条　検討委員会は座長、副座長及び委員をもって組織する。

2　座長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3　副座長は、産業建設部長をもって充て、座長を補佐する。この場合において、座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4　委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条　検討委員会の会議は、座長が招集する。ただし、第一回の会議の招集については、魚津市産業建設部都市計画課が招集する。

2　委員は、事故等やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

3　座長が必要と認めるときは、オブザーバーとして会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条　検討委員会の会議は、原則公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な意見の開陳が阻害されるおそれのある場合は、委員の承認を得た上で非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 事務局は、魚津市産業建設部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、計画の公表をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員	副市長、企画部長、総務部長、民生部長、産業建設部長、教育委員会事務局長、上下水道局次長、企画政策課長、地域協働課長、総務課長、財政課長、社会福祉課長、こども課長、生活環境課長、商工観光課長、農林水産課長、建設課長、都市計画課長、教育総務課長、生涯学習・スポーツ課長
----	--